

議案第31号

世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区たばこルールにおける喫煙の制限に加熱式たばこを含めることに伴い、たばこの定義を追加し、及び喫煙の定義を見直す必要があるので、本案を提出する。

世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区環境美化等に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「に火をつけ、その煙」を「を燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。